

宮崎県行政書士会「職員へのハラスメント」に対する方針

宮崎県行政書士会は、法令に則り、日常生活や事業の中で必要となる書類の作成や手続の支援を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の皆さまの利便に資することによって、日本に暮らす方々の権利や利益が、性別・年齢・国籍・文化・社会的地位などに関係なく、そして誰ひとり取り残されることなく実現する社会を目指しています。

一方で、本会をご利用になる一般市民・事業主の方又は本会会員の一部には、そうした皆さまの窓口となる、また、会員としての様々な活動をサポートする本会事務局の職員に対するひどい暴言、不当な要求等のいわゆるハラスメントに該当する（又はこれに類する）迷惑行為が見受けられることがあります。これらの行為は、公益性が高く、社会的な使命を実現する本会の一員として働く職員の尊厳を傷つけ、安全で働きやすい職場環境の悪化を招くものです。

本会は、国民の皆さまからのご意見・要望に対して、これからも真摯に対応してまいります。しかしながら、こうした迷惑行為に対しては、毅然とした対応を行い、本会で働く職員一人ひとりを守ることも、本会が引き続き使命を全うし社会への責任を果たしていくためには不可欠と考え、「宮崎県行政書士会『職員へのハラスメント』に対する方針」を以下のとおり策定しました。

●「職員へのハラスメント」の定義

一般市民・事業主その他国民の皆さま又は本会会員からの問合せ又は言動のうち、その内容の妥当性が認められないもの又はその妥当性に照らして、当該問合せ又は言動への対応を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、当該手段・態様により、本会で働く職員の就業環境が害されるおそれがあるもの

【該当する行為】

(注) 以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません

- ・身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）や怒鳴る等威圧的な言動
- ・継続的な言動、執拗な言動（同じ内容を繰り返し話し続ける、毎日何度も電話を掛ける等）
- ・土下座や執拗な謝罪の要求
- ・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁、長時間の電話）
- ・差別的な言動、性的な言動
- ・本会で働く職員個人への攻撃や要求
- ・本会で働く職員の個人情報等の SNS・インターネット等への投稿（写真、音声、映像の公開）

- ・不合理又は過剰な対応の提供の要求（個人情報・守秘義務のある業務情報の開示などを含む）
- ・正当な理由のない業務の提供・金銭補償・謝罪の要求

●「職員へのハラスメント」への対応姿勢

本会は、職員一人ひとりを守るため、これら「職員へのハラスメント」が行われた場合には、問合せをいただいた方若しくはその関係者又は本会会員への対応をいたしません。さらに、悪質と判断される行為を認めた場合は、警察・弁護士等のしかるべき機関に相談、また、本会綱紀委員会への諮問を検討するなどして、厳正に対処します。

●本会における取り組み

- ・本方針による会務に関する姿勢の明確化、本会会員及び本会で働く職員への周知・啓発
- ・「職員へのハラスメント」への対応方法、手順の策定
- ・本会会員及び本会で働く職員への教育・研修の実施
- ・本会で働く職員のための相談・報告体制の整備

関係者の皆様におかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いたします。

2026年 2月 25日
宮崎県行政書士会
会長 河野 芳輝